

れいわ ねん がつ  
令和8年1月

## ほごしゃかくい 保護者各位

# かわごえちょうきょういくいいんかい 川越町教育委員会

# れいわ ねんど 令和8年度 しゅうがくえんじょ 就学援助の申請について しんせい （ご案内）あんない

かわごえちょう けいざいてきり ゆう しゅうがく こんなん みど じどうせいと ほごしゃ たい ぎむきょういく えんかつ  
川越町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、義務教育を円滑  
う しょとくじょうきょうとう しんさ うえ がっこうきゅうしょくひ がくようひんひとう えんじょ  
に受けることができるよう、所得状況等を審査の上、学校給食費や学用品費等を援助しています。

しゅうがくえんじょ にんていしゃ れいわ ねんど かわごえちょうりつしょうちゅうがっこう にゅうがく じどうせいと  
また、就学援助の認定者のうち、令和8年度に川越町立小中学校に入学する児童生徒がい

ばあい にゅうがくじゅんび しんにゅうがくじどうせいとがくようひんひ にゅうがくまえ しきゅう しんせいつき よくげつ  
る場合は、入学準備のための新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。申請月の翌月

まつ しきゅう きぼう かた はや しんせい ねが れい がつしんせいのぶん がつまつしきゅう  
末に支給しますので、ご希望の方はお早めに申請をお願いします。(例: 1月申請分⇒2月末支給)

れいわ ねんどちゅう しゅうがくえんじょ にんてい う かた まいねんどしんせい ひつよう  
なお、令和7年度中に就学援助の認定を受けている方も毎年度申請が必要です。

れいわ ねんどちゅう しゅうがくえんじょ ずいじんせいきかん がつまつじつ しゅうりょう  
また、令和7年度中の就学援助の随時申請期間は1月末日をもって終了します。

## 1 申請期間等

- (1) 申請期間 しんせいきかん 令和8年3月31日(火曜日)まで(窓口は土日祝日を除く8:30~17:15)  
※期間後も隨時申請可能ですが、その場合は支給額の調整を行います。

(2) 申請方法 しんせいほうほう  
①川越町役場3階 学校教育課窓口 または 郵送で申請書を提出  
②申請フォームを利用してWEB申請 ⇒QRコードからアクセス  
(<https://logoform.jp/form/PuDq/1350902>)



## 2 就学援助を受けることができる方

- (1) 生活保護が停止、又は廃止された方  
(2) 世帯における令和6年中（6月1日以後の申請については令和7年中）の所得の合計額が、保護基準額の1.1倍以内（予定）の方（所得の目安は裏面参照）  
※世帯の所得とは、同一生計に属する方全員及び住民票上同一世帯の方全員の所得です。  
※なお、審査にあたっては、家庭の状況や所得の調査を行います。また、民生委員が現況確認等でご自宅を訪問することがありますので、ご了承ください。

3 しんせいてつづき

- (1) 申請書は、各小中学校・学校教育課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

(2) 窓口申請時は、申請者名義の振込口座が分かるものをご持参ください。

(3) 小学校と中学校に在籍しているお子さんがいる場合は、1枚の申請書に全員分記入してください。

(4) 令和7年1月2日以降に川越町へ転入した方は、令和7年1月1日現在で住民登録があった市区町村で所得・課税証明書(令和6年1月~12月の所得分)を取り寄せてください。

(5) 配偶者が単身赴任している、別居の祖父母等から生活費の援助を受けているなどの同一生計に属する方がいる場合は、その方の名前・住所も記入し、所得・課税証明書を取り寄せてください。

(6) 所得の有無に関わらず必ず住民税の申告を行ってください。未申告の場合は、審査ができません。

# 所得基準及び援助経費

参考資料

令和8年度の援助経費は、下記の各表と異なる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 1 同一生計に属する世帯の所得の合計額の目安（令和7年度の援助制度）

家族構成（年齢）[例]				世帯の所得の合計額〔目安〕
2人	父または母（30）・子（7）※ひとり親寡婦控除適用の場合	187万円程度まで		
3人	父（39）・母（36）・子（14）	221万円程度まで		
4人	父（36）・母（33）・子（10）・子（9）	257万円程度まで		
5人	父（35）・母（35）・子（8）・子（6）・子（2）	282万円程度まで		

※ 給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額 - 10万円」が目安です。

※ 事業所得者の場合、確定申告の際の所得金額が目安です。

※ 世帯員の課税状況や所得金額が確認できない場合は、税務課にて住民税の申告が必要です。

（所得金額が0円の場合も申告が必要です。）

※ 所得基準は、世帯構成・人数・年齢・住居の状況等によって異なります。上記の表はおおよその目安です。

## 2 認定児童生徒の保護者に援助する経費（令和7年度の援助費目及び金額）

【当初認定】

援助費目	小学校				中学校		
	1年	2・3年	4・5年	6年	1年	2年	3年
学用品費	11,630円				22,730円		
通学用品費	—	2,270円			—	2,270円	
給食費	44,550円		46,200円		ミルク・デリバリー給食の実費支給		
新入学児童生徒学用品費	57,060円	—		63,000円	—		
校外活動費	遠足や社会見学等の交通費及び見学料のみ実費支給 上限1,600円				じゅうがっこう 上限2,310円		
修学旅行費 (実費支給)	—	上限 22,690円		—	上限 60,000円		
PTA会費	3,450円			3,600円			
生徒会費	—			1,200円			
クラブ活動費	—			クラブ活動に使用する物品購入費用を 実費支給(上限30,150円)			
その他	①卒業アルバム代(6、中3)、②スポーツ振興センター共済掛金(5/1時点認定者)、 ③オンライン学習通信費(家庭でのオンライン学習を指示した場合のみ)						

※ 支給時期：原則年3回（7月、12月、翌年3月の予定）に分けて、指定口座に振り込みます。

※ 新入学児童生徒学用品費は、当初認定者のみ援助対象となります。

※ クラブ活動費の実費支給に際して、購入した用品等の品名及び金額を確認するため、領収書又はレシートが

必要となりますので、大切に保管してください。